**秩父市での結婚新生活を応援します！**

R6年度版

～新婚世帯の新居に係る住宅費及び引越費用を最大60万円補助します～



（補助対象）

新婚生活のための

引越費用

（補助対象）

住宅取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用



**秩父市結婚新生活支援事業補助金**のご案内



**対象となる世帯**

（次のすべてに当てはまる夫婦）

□　令和６年１月１日から令和７年３月３１日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

□　婚姻届を受理された日において、夫婦がともに３９歳以下

□　令和５年中の夫婦の所得を合算した金額が５００万円未満（※目安：年収約６８０万円未満）

□　申請日において、夫婦のいずれかが補助の対象になる**秩父市内の住宅**に住所を有している

□　市税等の滞納がない

□　過去に夫婦双方が本補助金（他自治体の同趣旨のものを含む）の交付を受けていない

□　市が指定する、結婚、妊娠・出産、子育て等に関する取組に参加をすること



**補助額**

　住宅費用と引越費用の合計金額

　・婚姻日において夫婦ともに２９歳以下の場合、一世帯あたり上限６０万円

　・婚姻日において夫婦ともに３９歳以下の場合、一世帯あたり上限３０万円



**補助対象となる経**費

　対象支払期間：令和６年４月１日～令和７年３月３１日まで（ただし、婚姻後に同居を始めた月から）

　　※前払家賃の場合、対象期間に支払ったものに限る。例：R6年3月中に支払った、R6年４月分は不可。

・婚姻を機に取得または賃借する住宅に係る費用（「賃借する住宅」には、婚姻前から継続して居住してい

る住宅も含む）※ご不明な際はご相談ください。

　　○対　象○　　住宅取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用

　　×対象外×　　土地購入代、住宅ローン手数料、物件清掃代、更新手数料、火災保険料　等

・引越する際に要した費用

　○対　象○　　引越業者又は運送業者に支払った費用

　×対象外×　　不用品の処分費用、レンタカーを借りての引越や知人等に依頼した費用

**必要書類・手続方法は裏面をご覧ください**

　**申請に必要な書類**

申請に必要な書類は、秩父市ホームページからダウンロードいただけます　⇒

【記載が必要な書類】

□　秩父市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号、2号）

□　秩父市結婚新生活支援事業アンケート　※交付決定後にお渡し

【各種証明書】※発行手数料がかかります（★秩父市の場合、こちらの窓口で取得できます）

□　婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）（★市民課）

□　夫婦の住民票の写し（★市民課）（個人番号の記載がないもの）

□　夫婦の所得証明書または非課税証明書（所得課税証明書）　（★市民税課）（令和6年1月1日に住所を有する市区町村で発行。）

□　夫婦の市税の滞納がないことを証明する書類　（★収納課）(秩父市で発行）

【対象費用の支払いを確認できる書類】

　□　新居の住居費を支払ったことを証する書類

　　○住宅取得の場合：売買契約書及び領収書等の写し

　　○住宅賃借の場合：賃貸借契約書及び賃料、礼金、共益費、仲介手数料に係る支払いがわかる領収書等の

写し

　□　リフォームの契約書及び領収書等の写し

　□　引越業者又は運送業者へ支払う引越に要する領収書等の写し

【該当する場合のみ添付】

　□　貸与型奨学金の返済額がわかる書類（奨学金返還証明書又は通帳等）

　□　家賃や引越補助の金額がわかる書類　※他の公的制度による家賃、引越補助を受けている場合



　　**申請の流れ（補助金を受け取るまで）**

補助金交付申請書を提出　（申請期限：令和７年３月３１日まで）申請はお早めに！

補助金交付決定通知書の受取　交付申請書を審査のうえ、交付・不交付決定通知書を郵送します。

補助金交付請求書を提出　　　交付決定通知書を受取後、すみやかに補助金交付請求書を提出して

　　　　　　　　　　　　　　　ください。

補助金の受取　　　　　　　　請求書に記載の口座へ補助金が振り込まれます。

　※申請書の提出から、補助金の受け取りまで1ヶ月程度かかります。

　※申請内容に変更が生じた場合は、下記、問合せ先に必ずご連絡ください。



　　**申請受付・問合せ**

受付期間：令和７年３月３１日（月曜日）まで

受付時間：受付期間中の8:30～17:15まで（平日のみ）

受付場所：秩父市役所本庁舎3階　総合政策課

　問合せ：秩父市　総合政策部総合政策課

〒368-8686秩父市熊木町8番15号

電話：0494-22-2823（直通）、メール：seisaku@city.chichibu.lg.jp